

JATA17-28

2017年11月16日

## 株式会社てるみくらぶの認証結果について

一般社団法人日本旅行業協会（本部：東京都千代田区 会長：田川博己 以下、JATA）は、株式会社てるみくらぶに対する 10,643 件の申出（申出額合計 3,420,590,948 円）について、平成 29 年 10 月 31 日に開催した弁済業務委員会において認証の審査を実施いたしました結果、認証申出額の総額（3,420,590,948 円）が認証の対象となる債権と認められました。

これにより、同社の弁済限度額 1 億 2,000 万円について、債権額総額（3,420,590,948 円）に対する割合（3.5%）で按分配当し還付いたします。

### 〈参考〉

- 7月 5日 認証申出に関する資料を債権者に発送（34,000 件）
- 9月 6日 認証申出書を同時受理（※1）
- 10月 31日 弁済業務委員会を開催（認証審査）
- 11月 17日 JATA に認証申出書を提出された方へ認証通知書を発送
- 12月 22日 還付金を振込（予定）

（※1）旅行業法施行規則では、「当該最初の認証の申出のあった日から 60 日を経過した日に同時に受理されたものとみなす。」と規定されており、平成 29 年 7 月 7 日に最初に認証申出書が提出されたので「60 日を経過した日」は平成 29 年 9 月 6 日となり、この日までに当協会に到達した全ての認証申出は 9 月 6 日に同時に受理した。

### 【旅行業法施行規則〈抜粋〉】

#### （認証事務の処理）

第四十七条 旅行業協会は、認証に係る事務を処理する場合には、認証申出書の受理の順序に従ってしなければならない。

2 前項の規定の適用については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証対象保証社員に係る旅行者からの認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなす。

3 （略）

以上

お問い合わせ先

一般社団法人日本旅行業協会

広報室 矢嶋・稲葉 TEL:03-3592-1244